

第三八回

参第一八号

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律（案）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を「、教員」に改め、「実習助手に限る。以下同じ。）」の下に「及び事務員（本務として夜間において授業を行なう定時制の課程の事務その他の職務に従事する事務職員その他の職員に限る。以下同じ。）」を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「、教員及び事務員」に改める。

第七条中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務員」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

理 由

本務として夜間において授業を行なう定時制の課程の事務その他の職務に従事する事務員に対し定時制通信教育手当を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約六百万円の見込みである。